

あなたは利息を払いすぎていませんか？

年15%~20%を超える金利は違法です。例え約束していても払う必要はありません！

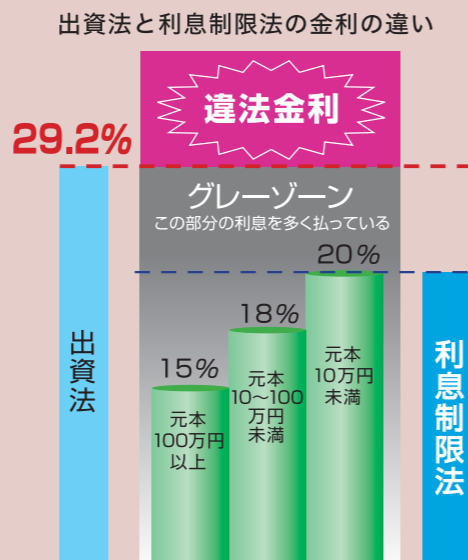
知っていますか！ 払い過ぎ利息は返還請求できます！

サラ金など消費者金融には、利息制限法で定める金利(年利15~20%)と出資法で定める金利(年利29.2%)のふたつの金利基準があります。これまで業者は利用者に対して利息制限法より高い金利(グレーゾーン金利)を適用してきました。ところが最近の最高裁ではこれを無効とする判決を示したことから、「払いすぎた利息は返せ！」と返還請求が全国に広がってきています。あなたの職場でサラ金など消費者金融から借りている方がいませんか。いれば、とにかく労働組合・労金にご相談することをお勧めします。

金利を払いすぎている？

例:50万円を借りて毎月2万円を2年9ヶ月間払い続けた場合、右図のように年利29.2%では109,978円の残高が残りますが、年利18%では28,733円の過払いとなり、合計で138,711円も多くの利息を払いすぎたこととなります。払いすぎた利息は返してもらいましょう。

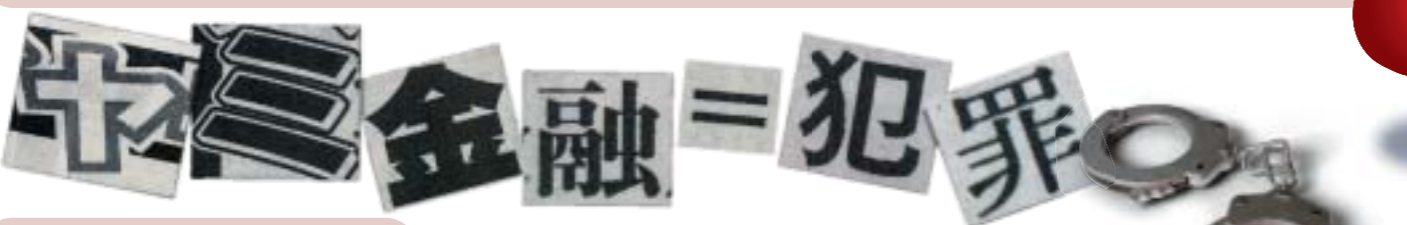
年利29.2%	年利18%
残高 109,978円	138,711円 (払いすぎた利息)
	残高 -28,733円 (過払い金)



*過払い金には、発生日から5%(民法404条)の利息を請求することが可能です。

グレーゾーン金利って何？

グレーゾーン金利とは、罰則のある出資法の上限金利(29.2%)と罰則のない利息制限法の制限金利(15%~20%)との間の金利ゾーンのことです。サラ金などの消費者金融は『借り手の合意』を理由にこの金利ゾーンで貸付を行っています。民事法に違反しても刑事罰がなく、ふたつの法律の間でクロでもなくシロでもないことからこのように呼ばれています。



2万円を借りて、「利息は10日で1万円だ」と言われた場合。利息は、10日で50%(5割)なので、これを略して「トゴ」という。

「トゴ」の利息の計算

元金20,000円の場合

10日後 10,000円	20日後 20,000円	30日後 30,000円
30,000円	40,000円	50,000円

従って、20,000円を「トゴ」で借り、30日間一回も返済しないしていると、30日後には、元金と利息を合わせて、50,000円となります。

ヤミ金対策3カ条

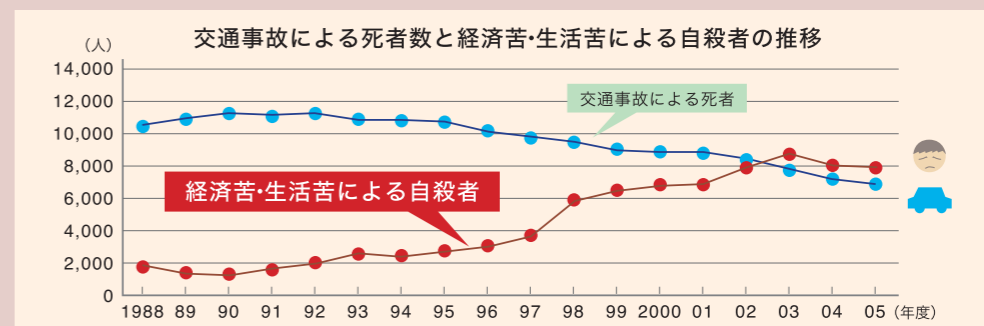
1. 行かない (甘い言葉に気がある)
2. 借りない (ちょっと待て、そこは地獄の一丁目)
3. 払わない (払っても払っても膨らむ利息)

「無審査・誰にでもすぐ融資」を謳い文句にせいぜい数万円の融資に1週間か10日で4割・5割といった超違法金利を貪るのがヤミ金。最近では消費者センターやNPO・生協・共済などの名を語る業者もあります。ヤミ金は違法な犯罪者集団です。返したお金は不当利得として返還請求できるばかりか、借りたお金ですら不法原因給付として返す必要がないのです。警察に被害届を出し、法律の専門家などと相談して毅然とした態度で立ち向かいましょう

深刻な多重債務被害、これ以上放置はできない！

いま、多重債務者は267万人と言われ、過去5年間に自己破産した人は100万人を超えます。私たちの周りには相談するところも分からず、誰にも言えず悩み苦しんでいる仲間がたくさんいます。経済問題で自殺に追い込まれた人は

年間8,000人、交通事故による死者数を上回る人数です。多重債務問題は窃盗・蒸発・児童虐待・いじめ・家庭崩壊などの原因とも指摘されており、これ以上放置できない大きな社会問題なのです。



どんな解決方法があるの？

相談者の多くは、『労金のおまとめローンで何とかしてほしい』といいます。確かにまとめれば月々の返済は少なくなりますが、融資は問題解決のひとつの方法にすぎません。借金の解決は、債務の内容、債務条件を緩和した際の返済能力、債権者との関係など、さまざまな角度から相談しながら、最もふさわしい解決方法をアドバイスしていきます。

多重債務の解決には4つの方法があります。今後の生活を考え、決して無理な方法に頼らず、生活の改善・再生を目的に整理していきます。

条件次第で返済できる	●債権者は10社以内。返済も多額でなく返済計画に合意が得られそう	任意整理 調停
	●債権者は10社以上。返済計画に反対する債権者がいない	個人再生
支払いができない	●借金総額が月々の手取り収入の20倍以上 ●3年くらいで返済するのは無理 ●財産を処分しても、返済方法を緩和してもらったとしても返済できない	自己破産

*個別の状況によって異なります。

1. 任意整理

裁判所などを利用せず、貸金業者などと話し合い、利息制限法に引きなおして借金の減額交渉をして和解します。ほとんどの場合、ろうきんと提携する司法書士・弁護士など信頼のできる法律の専門家に依頼します。任意整理には決められたルールはありませんので、元金・利息・損害金のカットも可能です。3年程度で返済できるのが目安となります。

2. 特定調停

簡易裁判所に債務者本人が調停申立します。調停委員が借り手と貸し手の間に入り和解交渉に入ります。目安は、利息制限法で引きなおした債務の額を3年分割で返済できるかです。全債権者をまとめて処理する必要はありません。また自己破産と異なり借金の原因を問わず利用が可能です。

3. 個人再生手続き

負債総額が5,000万円以下で定期的な収入が見込める場合、借金の一部を3年で返済する再生計画案の認可を裁判所から受け、計画どおりに返済されれば残りの借金は免除されます。自己破産と違い、持ち家を維持しながら借金を整理することが可能です。

4. 自己破産

多額の借金などで経済的に破綻して、自ら裁判所に破産を申請した最後の手段。必要最低限の生活用品を除いてすべての財産は強制的に債権者に平等に分配されます。裁判所の免責の決定をうけて初めて借金から解放され、あらたなスタートが可能となります。ただし、免責は無条件ではありません。